

令和4年第6回平取町議会定例会（開会午前9時30分）

議長

皆さんおはようございます。只今より本日の会議を開きます。只今の出席議員は11名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、2番木村議員と3番中川議員を指名します。

日程第2、議案第1号、教育委員の任命についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号、教育委員の任命についてを説明いたします。教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するもので、教育政策の提案、住民の教育ニーズの伝達と教育問題の住民への理解など、住民と教育委員会のパイプ役を担っていただいてございます。この度、1名の委員の任期が到達いたしますので、委員を選任し、議会の同意を求めるものでございます。その方でございますけれども、住所沙流郡平取町振内町26番地22、氏名堀内敏明氏でございます。生年月日は昭和27年11月24日で、69歳でございます。次のページ、経歴の概要でございますけれども、学歴は北海道穂別高等学校卒業されております。職歴等は、昭和47年から大橋米穀店に勤務され、現在も代表として商店を経営しております。平取町体育指導委員、平取町地域包括支援センター運営委員、平取町立振内中学校学校評議員、平成22年10月1日からは、教育委員会委員として3期務められておりまして、再度任命をさせていただくものでございます。堀内氏は人格が高潔で、教育、学術及び文化等に関し識見を有し、教育委員会制度にも深い理解を示していただいており、適任者と判断してございますので、ご同意についてのご審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、任命同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第2、議案第1号、教育委員の任命については、任命同意することに決定しました。

日程第3、議案第2号、平取町職員の育児休業等に関する条例の一部改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案第2号、平取町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして、本条例の改正が必要になったことから一部改正するものでございます。育児休業法の改正内容ですが、本日配付しております資料をご覧ください。これは正規職員に適用される内容となります。現行の育児休業については、母親は産後8週以降、子どもが満1歳になるまで連続して育児休業を取得し、さらに保育所に入所出来ないなどの場合は半年ずつ延長することができ、満3歳になるまで取得することができます。父親につきましては、子どもが出生後満1歳になるまで取得でき、さらに保育所に入所出来ない場合などは、母と同様に育児休業を取得することができます。今回の改正では、現行制度では母親は子どもが満1歳になる前に育児休業期間を終了した場合、再取得することが出来なかつたものが、満1歳になるまでの期間中2回に分けて取得することができるようになります。父親の場合は、これまで子供の出生後から8週の間に1回、8週から満1歳になるまでの間に1回の取得でございましたけれども、改正によりまして生後8週までの期間中2回、8週から満1歳までの間に2回に分けて取得することが可能となります。また、母親父親とも子どもが保育所などに入所出来ない場合など、これまで満1歳になった時、それから1歳半になった時からしか育児休業を取得出来なかつたものが、この改正で途中からの取得も可能となります。この改正により育児休業を柔軟に取得することができ、夫婦で交代して育児を行うことも可能となります。この育児休業法の改正に伴いまして、非常勤職員についても同様の対応が必要となることから、今回取得可能な職員の範囲や取得回数など、所要の条例改正を行うものです。改正内容については、新旧対照表でご説明しますので、8ページをご覧ください。まず、第2条におきまして、育児休業をすることが出来ない職員の規定について、育児休業法の改正にあわせ文言を整理しております。第2条の3では、これまで1歳到達時以降の育児休業を取得できる日を、1歳到達日後から1歳6か月までと規定されていましたが、1歳以降については、事情により1歳から1歳6か月の間で一定期間育児休業を取得することができる改正となっております。第2条の4は、1歳6か月から2歳までの子を養育する非常勤職員が育児休業を取得できる場合の規定について、文言整理等の所要の改正となっております。第2条の5の条文を削除しまして、新たに第3条の2で同様の規定をしております。第3条では、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情について、第5項の条文を削除し、その他文言の整理となっております。第10条では、条文の育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例につきましては、令和4年10月1日から施行するものとしまして、第2条で、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例によるものとしております。以上、平取町職員の育児休業

等に関する条例の一部改正についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第3、議案第2号、平取町職員の育児休業等に関する条例の一部改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第4、議案第3号財産の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習  
課長

それでは、議案16ページをご覧いただきたいと思います。議案第3号、財産の取得についてご説明いたします。この財産取得につきましては、8月9日に入札を執行いたしましたが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。取得財産は、平取町中央公民館音響設備でございます。取得金額につきましては、1155万円であります。取得相手方につきましては、沙流郡平取町本町5番地3、有限会社なかやま電器、代表取締役仲山功であります。なお、納期につきましては、令和5年3月24日でございます。音響設定取得における入札参加者は3社でございます。音響設備の詳細につきましては、17ページ、18ページをご覧いただきたいと思います。ワイヤレスマイクなどが該当する電波法関連で、特定小電力無線機の発進強度の許容値改正により現在の設備が使用出来なくなることから、大ホールにつきましては、ミキサーパワー・アンプ制御ユニットなど20品目。大会議室については、ミキサーパワー・アンプ、ワイヤレスマイクロホンなど7品目を更新しております。落札率につきましては96.3%であります。以上で、財産の取得につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番木村議員。

2番  
木村議員

この音響機器ということで、今、コロナもあって、会議とかリモートでやりたりする時が結構多くなっていると思うのです。それで、なかなか昨日も会議やったのですけれど繋がらなかつたり、そういうのもいっぱいあって、今の時代にはこれからそういうリモートが増えてくるのではないかと思うのですけれど

も、それにはこの機器のほうは対応しているのか、ちょっと教えてください。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回更新する音響設備については、リモートなどの機器には対応しております。

議長 教育長。

教育長 補足いたしますけれども、今回の音響、大ホールと大会議室についている音響設備で古くなってハウリングだとかを起こすようになってきたものですから、それを更新していくというようななかたちと、電波法の改正でワイヤレスのチャンネル使えるのが新しくなって、それに対応するためということがあつて更新するものであります。また、オンラインの会議等で使う機器については、コロナの交付金等で購入したりしておりますけれども、なかなか議員言われるとおり、途中で切れたりだとなかなか繋がらないという状況が、電波の状況だとそういうこともあるのですけれども、そういう状況があるということで質のいいものを揃えるような形で、これは教育委員会だけではなくて、いろんな課のほうで整備を進めているというところなのですけれども、まだしっかりと必ず繋がるというような形のものがなかなか難しい状況でありますけれども、それぞれ交付金ですとか使いながら整備を進めているというような状況になっていますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。これで質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第4、議案第3号、財産の取得については原案のとおり可決しました。

日程第5、報告第1号、専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、報告第2号、専決処分報告についてご説明いたしますので、議案書60ページをご覧ください。令和4年度一般会計補正予算について、専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。62ページをお開き願います。令和4年度平取町一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出の予算にそれぞれ4546万1000円を追加し、予算の総額を74億1049万4000円にしたものでございます。第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとするものであります。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、68ページをお開き願います。上段、10款1項1目現年発生災害復旧費、3101万円を増額したものでございます。これは、8月15日から16日の大雨により被害を受けた道路、河川の災害復旧にかかる費用として補正したもので、その内訳は、10節需用費、修繕料1040万円。道路25か所、河川5か所の応急や維持復旧費用でございます。12節委託料、781万円。公共土木災害復旧事業、道路2か所にかかる調査設計委託料でございます。14節工事請負費、1280万円。道路8ヶ所、河川13か所の単独災害復旧費でございます。財源につきましては、今回の災害について北海道が激甚災害の指定を受けることから、公共災害調査設計費の2分の1について国庫負担金を見込み、調査設計費の2分の1と、単独災害復旧時工事につきましては、災害復旧事業債を充当し、残りは前年度繰越金を充当するものでございます。下段、10款2項1目農業施設災害復旧費、1335万1000円を増額したものでございます。これも大雨により被災した農業施設の災害復旧費用となります。補正の内訳は、10節需用費、50万円、旭飲雜用水施設管理用道路の法面崩壊の復旧に係る費用でございます。財源につきましては、単独災害復旧事業債30万円と、残りは前年度繰越金を見込んでおります。12節委託料、1285万1000円。岩知志地区にある池壳頭首工と岩知志第1頭首工が被災し、補助災害復旧を予定していることから、調査設計委託料でございます。財源につきましては、設計委託料の10%を道補助金として見込み、補助残の90%に補助災害復旧事業債を充当し、なお不足する分については前年度繰越金を充当するものでございます。次に69ページ。10款2項2目林業施設災害復旧費10節需用費修繕料、110万円を増額したものでございます。これは、今回の災害で糠平林道の第1ゲートと第2ゲートの間で数か所被災し、このうち急を要する2か所の路肩崩落等の復旧費用となります。財源は事業費の65%、単独災害復旧事業債として見込み、残りを前年度繰越金としております。歳出については以上でございます。次に歳入につきましてご説明いたしますので、66ページをお開きください。上段、15款1項3目災害復旧費国庫負担金1節現年発生災害復旧費負担金、390万5000円の増額でございます。これは、歳出68ページ上段で説明いたしました公共土木災害復旧事業調査設計委託料について、その2分の1が国庫負担金として交付されるものでございます。下段、16款2項9目災害復旧費道補助金1節農林水産業施設災害復旧費補助金、128万5000円の増額でございます。これは歳出68ページ下段で説明いたしました農業施設災害復旧事業調査設計委託料について、今回の災害が激甚災害指定されることから、事業費の一部補助として10%の道補助

金を見込んだものでございます。次に、67ページ上段、20款1項1目1節繰越金、1217万1000円の増額です。今回の補正財源につきましては、国や道の補助金などの特定財源や町債を充当し、さらに不足する財源を前年度繰越金に求めたものでございます。下段、22款1項9目災害復旧債、2810万円を増額するものでございます。先ほど歳出でご説明いたしました今回の災害復旧費について、それぞれ充当可能な事業に対して起債するもので、1節公共土木施設災害復旧事業債、1670万円。2節農林水産業施設災害復旧事業債、1140万円を予定しております。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。次に64ページの第2表、地方債補正をお開き願います。第2表地方債補正是、起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものとなっております。先ほど歳出でご説明したとおり、本補正予算における起債の目的は災害復旧事業であり、補正前と補正後における限度額については記載のとおりであります。その限度額総額を7億9250万円から8億2060万円に変更したものでございます。次に70ページをお開きください。地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書については、前々年度の令和2年度末の現在高前年度の令和3年度末の現在高見込額、並びに当該年度令和4年度末の現在高、現在高見込額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。本議案につきましては、その対応に緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、8月16日に町長による専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定に基づき、その後に開かれた直近の議会である本定例会において、これを報告し承認を求めようとするものであります。以上、報告第1号、専決処分報告についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第5、報告第1号、専決処分報告については報告のとおり承認しました。

日程第6、議案第4号、令和4年度平取町一般会計補正予算第5号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案第4号、令和4年度平取町一般会計補正予算第5号につきましてご説明いたしますので、19ページをご覧ください。令和4年度平取町一般

会計補正予算第5号は、次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ1億5265万9000円を追加し、予算の総額を75億6315万3000円にしようとするものです。第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、28ページをお開きください。上段、2款1項9目企画費、137万1000円の増額でございます。一つは、平取高校の魅力化を図り存続をさせるための協議を行う、平取高校の魅力化を図り存続する会を新たに設置する費用や、平取高校存続のための課題や方策を検討するフォーラムなどを開催するための経費となります。二つ目は、起業家支援対策補助金につきまして、今年度2件目の申請があり、当初予算では1件分であったことから、その補助金の追加となります。内訳につきまして、7款報償費、28万5000円。存続させる会の外部学識者やフォーラムの講師謝金でございます。8節旅費、8万6000円。存続させる会やフォーラム開催に係る費用弁償でございます。18節負担金補助及び交付金、100万円。起業家支援対策補助金1件分でございます。財源につきましては、起業家支援補助金については過疎債、そのほかにつきましては前年度繰越金を充当するものでございます。次に下段、2款2項2目賦課徴収費12節委託料、55万円の増額でございます。これは、現在、軽自動車税関係手続は軽自動車検査協会と書面で行っておりますが、令和5年1月から新車のオンライン申請が可能となることから、その電子データを取り込むためのシステム改修に係る委託料35万2000円と、軽自動車税の納税証明書発行業務省力化のため納税納付状況を軽自動車協会、軽自動車検査協会と連携することにより、車検時に納税証明書の提示が任意となることから、システム連携するための改修にかかる委託料でございます。財源につきましては、前年度繰越金を充当するものでございます。次に、29ページ上段、3款1項1目社会福祉総務費18節負担金補助及び交付金、2540万円を増額するものでございます。補正の内訳でございますが、一つは、現在、平取福祉会が運営しているグループホームはばたきについて4名が入居しておりますが、施設の老朽化が著しいため、新たな施設を建設し、定員増を図るよう計画しておりましたが、このたび、国から社会福祉施設整備費補助金の採択が決定したことから、その整備費用の一部として2000万円を補助するものでございます。事業主体は平取福祉会で、総事業費7175万3000円のうち、国庫道補助金4490万円、平取福祉会負担2685万3000円、残り2000万円を共同生活援助施設設計整備事業補助金として補助するものでございます。財源については過疎債を予定しております。二つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格の高騰により光熱水費や食糧費等の支出が増加しており、その影響が大きいと考えられる低所得の高齢者や障害者世帯を支援するため、北海道において給付金を支給することとなったことから、高齢者世帯等生活支

援臨時特別給付金として540万円を増額するものでございます。積算の内訳は、高齢者障害者世帯の非課税世帯602件のうち、施設入所などを考慮し、約9割の540世帯を対象とし、1世帯当たり1万円の540万円を計上しております。財源は、道補助金256万8000円と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金243万2000円を充当するものでございます。次に下段、3款1項4目福祉施設費18節負担金補助及び交付金、69万円の増額です。これは、燃料価格高騰により厳しい経営環境となっておりますびらとり温泉ゆからに対し、事業に要した燃料費の購入にかかる費用の一部を支援するものでございます。支援の内容は、令和3年10月から令和4年3月までの6か月間に購入した重油の数量13万8000リットル、価格高騰分の一部として1リットル当たり5円を補助するものでございます。財源につきましては全額新型コロナ交付金を充当するものでございます。次に30ページ上段、4款1項5目墓地火葬場費14節工事請負費、858万円の増額でございます。これは、総合計画審議会での意見や町民アンケートにより、早期の合葬墓の整備が望まれたことから、今年度中に建設するための費用として補正するもので、本町共同墓地内に合葬焼骨1000体、無縁焼骨1000体分の合葬墓を整備するものでございます。財源は、前年度繰越金を充当いたします。次に、下段、5款1項1目農業委員会費、69万円の増額でございます。これは、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、人・農地プランが法定化され、地域の将来の農業の在り方、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標などを定めた地域計画の策定が定められました。このため農業委員会では、農地の出し手、受け手の意向を把握し、その情報を反映した現状地図を作成し、農協や土地改良区などの協力を得て、目標地図の素案を作成する必要があります。その作成業務の効率化のため、農業委員会及び推進員に1人1台のタブレットを配置するための導入経費でございます。予算の内訳は、役務費通信運搬費8万3000円。これは、タブレットの通信費用となります。13節使用料及び賃借料8万円。これは、業務に必要なシステムの使用料でございます。17節備品購入費57万7000円。タブレット17台分の購入費となります。なお、財源につきましては、タブレット購入費は全額道補助金、そのほかは前年度繰越金を充当いたします。次に31ページ上段、5款1項2目農業振興費18節負担金補助及び交付金、7928万5000円の増額でございます。補正の内訳は、一つ目が国産小麦産地生産性向上事業補助金、1947万4000円でございます。これは、国産麦の安定的な供給体制の構築を図るため、国の緊急対策事業として令和4年度に予算化され、以前より小麦の生産を行っていた貫気別地区で、平取小麦機械利用組合を設立し補助申請したところ、交付の内示があったため、その補助金額を補正するものでございます。事業内容は、転作田での麦生産に必要なトラクターなどの機械整備や営農技術対策の取組などで、補助率は、機械整備については2分の1、その他の取組については、それぞれ単あたりの額となっております。財源につきましては、全額道補助金となります。二つ目は、

施設園芸エネルギー転換促進事業補助金、2231万1000円です。これは、道による燃油価格高騰緊急対策事業でありまして、無加温パイプハウスの整備や省エネ機器、設備、資材の導入を支援することにより、燃油価格高騰の影響を受けにくい生産体制の確立を図ることを目的とした緊急対策事業が令和4年度補正予算により予算化されました。これを受けJA平取が主体となり補助申請したところ、交付の内示があったため、その補助金を補正するものでございます。本事業に取り組む生産者は16戸となっており、補助率は、施設機器設備等の整備費用の2分の1となっております。財源については、全額道補助金となります。三つ目は平取町農業生産者肥料購入緊急支援事業補助金、3750万円です。これは、コロナ禍において費用価格の高騰を受けた農業生産者の負担を軽減するため、新型コロナ交付金を活用し、肥料購入費の一部を助成する町単独の支援事業です。補助対象者は、町内に所在する農業生産者で、土壤診断結果での施肥により化学肥料の使用量低減に努めている方となります。補助対象経費は、自己の営農のために必要な肥料購入費で、令和4年6月1日から令和5年3月31日までに納品され、肥料購入費の支払いが確認できるもの、または農協の組勘取引に計上されているものとなります。補助額は対象経費の20%以内で、上限額15万円となります。予算は、上限額15万円を農業戸数250件分として積算しております。財源につきましては、全額新型コロナ交付金を充当いたします。次に下段、5款1項4目畜産業費18節負担金補助及び交付金、360万円の増額です。これは、コロナ禍において配合飼料等が高騰し、かつ配合飼料価格安定制度積立金の生産者分が引上げになるなど畜産経営の負担が増えていることから、全国配合飼料供給安定基金及び全日本配合飼料価格畜産安定基金に加入する畜産生産者に対して、平取町畜産生産者緊急経営安定対策支援事業補助金として交付するものでございます。支援金の対象者は、町内に住所を有し、畜産生産を営み、平取農協を通して出荷取引をしており、配合飼料価格差補填数量契約を締結している方となります。支援金額は、配合飼料価格差補填数量契約を締結している令和4年度加入者積立金と同額の1トン当たり600円となります。予算は、配合飼料の年間購入予定数量6000トンとして積算しております。財源につきましては、全額新型コロナ交付金を充当する予定でございます。次に32ページ上段、5款2項2目林業振興費、800万円の増額です。これは令和元年度より国から譲与されている森林環境譲与税について、今年度当初予算では2800万円を計上しておりますが、国からの通知により800万円増の3600万円が譲与される見込みとなっております。また、今年度譲与される森林環境譲与税については、全国町村会長等より予算の完全事業化について要請を受けているため、当初予算で措置している公共施設木質化事業の拡大と、新規事業として林業作業路整備を実施することとし、予算の完全実施化のため積立金を減額し、工事請負費を増額するものでございます。14節工事請負費、1800万円の増額。これは、只今ご説明しました公共施設化公共施設木質化事業の拡大分として255万円、

林業作業路整備事業として 1545 万円となっており、24 節積立金 1000 万円の減額と合わせ増額される譲与税 800 万円を加えて、財源充当するものでございます。次に下段、6 款 1 項 2 目商工振興費 18 節負担金補助及び交付金、500 万円の増額です。これは、コロナ禍のなか燃料費の高騰により、厳しい経営環境で事業を継続しております町内の運送事業者などに対して、事業に要した車両の燃料購入費の一部を平取町原油価格高騰緊急経済対策支援金として交付するものでございます。支援の対象者は、町内に事務所を置く貨物自動車運送、一般貸切旅客自動車運送、一般乗用旅客自動車運送の事業者で、個人の事業主も含みます。支援の対象と支援額は、令和 4 年 3 月末までに保有していた車両のうち、令和 3 年 10 月から令和 4 年 10 月までに購入した燃料の数量に 1 リットル当たり 10 円を乗じた金額となります。最低支援金額として、算定した支援額が 3 万円に満たない事業者につきましては、3 万円を支給することとしております。燃料の数量につきましては、町内の事業者からの聞き取りで約 45 万リットル。その他個人事業主など 5 万リットルと想定し、あわせて 50 万リットルとして積算しております。財源につきましては、全額新型コロナ交付金を充当いたします。次に 33 ページ上段、9 款 2 項 1 目学校管理費 18 節負担金補助及び交付金、47 万 4000 円の増額でございます。これは、新型コロナウイルス感染症拡大により町内小学校の修学旅行の日程を変更しましたが、変更後の日程で町有バスの運行予約が入っていたため、新たにバスを借り上げる必要が生じたことから、コロナ禍のなかで保護者負担の軽減を図るため、バス 2 台分の借り上げ料を補助するものでございます。財源につきましては、全額コロナ交付金を充当いたします。次に下段、9 款 3 項 1 目学校管理費 10 節需用費、修繕料 141 万 9000 円の増額です。これは、振内中学校の体育館の暖房機 1 台と、平取中学校の音楽室と 3 年生教室の暖房機がそれぞれ故障したため、冬季間の授業や部活動等に支障をきたすため、修繕に係る費用を補正するものでございます。財源につきましては、前年度繰越金を充当いたします。次に 34 ページ、10 款 2 項 1 目農業施設災害復旧費 11 節需用費、修繕料 1760 万円の増額です。これは、8 月 15 日から 16 日の大霖により、沢兼用の農業用排水路に土砂が堆積する被害があり、その復旧に係る費用となります。復旧か所は 12 か所で、財源については、単独災害復旧事業債を充当する予定でございます。歳出については以上です。次に歳入につきましてご説明いたしますので、24 ページをお開きください。上段、2 款 3 項 1 目森林環境譲与税 1 節森林環境譲与税、800 万円の増額です。これは歳出 32 ページでご説明いたしました森林環境譲与税の増額分を見込んだもので、林業作業路整備等に充当する予定でございます。続いて下段、15 款 2 項 1 目総務費国庫補助金 1 節総務管理費補助金、5009 万 6000 円を増額するものでございます。これは国から新たにコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分として交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んだもので、歳出で説明したとおりそれぞれの新型コロナ対策の事業に充当

するものでございます。次に 25 ページ上段、16 款 2 項 2 目民生費道補助金 1 節社会福祉費補助金、256万8000円の増額です。これは歳出 29 ページ上段で説明しました高齢者世帯と生活支援臨時特別給付金に係る事業費として、道から補助金が交付されるものでございます。下段、16 款 2 項 4 目農林水産業費道補助金 1 節農業費補助金、4231万2000円の増額です。一つは、歳出 30 ページ下段で説明しました農業委員会のタブレット購入費用の 5 2 万 7 0 0 0 円について、10 分の 10 の補助金を見込んでおります。その下の二つの補助金は、歳出 31 ページ上段で説明しました国産小麦産地生産性向上事業補助金 1947 万 4 0 0 0 円と、施設園芸エネルギー転換促進事業補助金 2231 万 1 0 0 0 円について、道から 10 分の 10 の補助金を見込んでおります。次に、26 ページ上段、20 款 1 項 1 目繰越金 1 節繰越金、1108 万 3 0 0 0 円の増額です。今回の補正財源につきましては、国庫補助金や道補助金などの特定財源や町債を充当し、さらに不足する財源を前年度繰越金に求めるものでございます。下段、22 款 1 項 1 目総務債 1 節総務債、100 万円の増額です。これは、歳出 28 ページで説明したとおり起業家支援対策補助金の申請が増加したことから、その不足財源を確保するため、過疎対策事業債を増額するものでございます。次に 27 ページ上段、22 款 1 節 2 目民生費民生債 1 節民生債、2000 万円の増額です。これは歳出 29 ページで説明しました共同生活援助施設せきえい整備事業補助金について、その財源を過疎対策事業債に求めるものでございます。下段、22 款 1 項 9 目災害復旧債 2 節農林水産業施設災害復旧事業債、1760 万円の増額です。これは歳出 34 ページで説明しました農業施設災害復旧費につきまして、その財源を単独災害復旧事業債に求めるものでございます。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。次に 22 ページ第 2 表、地方債補正をお開き願います。第 2 表、地方債補正是、規制の目的、補正前の限度額と、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものとなっております。先ほど歳出でご説明したとおり本補正予算における起債の目的は、起業家支援対策事業のほか、全部で記載しております 3 事業でありますと、補正前と補正後における限度額については記載のとおりであり、その限度額総額を 8 億 2060 万円から 8 億 5920 万円に変更するものです。次に 35 ページをお開きください。地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書については、前々年度の令和 2 年度末の現在高前年度の令和 3 年度末の現在高見込額、並びに当該年度令和 4 年度末の現在高見込額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。以上、議案第 4 号、令和 4 年度平取町一般会計補正予算第 4 号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。7 番四戸議員。

7番 四戸議員	30ページの4款14節の合葬墓について伺いたいと思います。この件については国も絡むことですけれども、国は今までの過疎債については、平成12年から始まって令和3年の3月で終了していると思います。それで、令和3年の4月からは、過疎地域自立促進特別措置法に変わっていると思います。そこで、この合葬墓について、要するに一般財源から持ち出しになっているのですが、そのことで対象とならなかったのか、また、ならなかったその基準について伺いたいと思います。
議長	総務課長。
総務課長	過疎債につきましては、その借り入れる事業が決まっておりまして、この合葬墓につきましては、その対象とならないことから、過疎債を借りることが出来ず、一般財源ということで今回措置しております。
議長	ほかに質疑ございませんか。2番木村議員。
2番 木村議員	同じ30ページの下段の部分の農業委員会費のタブレットの部分なのですが、これちょっと何台だったのか、ちょっと聞き逃したのと、あとこの11節13節、これは毎年掛かるという感じでいいのか、そこら辺お願いします。
議長	農業委員会事務局長。
農業委員会事務局長	まず、タブレットの部分につきましては17台でございます。それと11節の通信運搬費と13節の使用料及び賃借料につきましては、これは次年度以降もかかってくるものでございます。
議長	ほかに質疑ございませんか。10番松澤議員。
10番 松澤議員	同じところなのですから、30ページの下段の今のタブレットの話なのですけれども、参考までに教えていただきたいのですが、タブレットの利用方法といいますか、どのような時にどのような内容で使用していくのかということをちょっと教えていただきたいのですが。
議長	農業委員会事務局長。
農業委員会事務局長	今回のタブレット購入につきましては、令和4年の5月20日に農業経営基盤強化促進法が国会で成立し、その後5月27日に公布されておりますが、実際の施行については、1年を超えない範囲内で政令で定めるということになります。改正の内容につきましては、今回、目標地図というものを作成する形に

なっております。これは、平取町に存在する農地一筆ずつを10年後の農地の利用状況を調査しなければならないと。そのためにこのタブレットを購入し、農業委員や推進委員の皆様のご協力を得ながら、その辺の調査をしていくためにタブレットを購入したものでございます。また、タブレットにつきましては、その目標地図を作成するだけではなくて、現在実施している農業委員さんの活動日誌だとか、もしくは、農業委員会総会におけるペーパーレス化を図るためにタブレットにも活用できるということで今考えております。よって、このタブレットにつきましては、今後様々な活用方法が求められているところでございますので、十分有意義な形で活用していきたいと考えております。

議長 ほかに。10番松澤議員

10番 松澤議員 それでは、本当に皆さん1台1台を全部フル活用するということでございますね。私、あのもし会議とか、そういう出かけていった時に皆さんで見るだけだったら、ほかの場所で活用させていただけるのかなとちょっと聞いたのですけれど、それは無理ということですね。わかりました。

議長 ほかに質疑ございませんか。4番井澤議員。

4番 井澤議員 31ページの上段の国産小麦生産向上、1947万4000円ですが、項目、中身としては転作、貫気別地区での転作田の小麦生産に関わるところで、機械については2分の1補助とありますが、機械の種類についてどのようなものが上がっているか教えていただけますか。

議長 産業課長。

産業課長 まず、今回の補助事業で購入する機械等ですが、シードドリル、ブームスプレイヤー、スタブルカルチー、トラクター、リバーシブルプラウン、ケンブリッジローラー、レザーレーラー、あとリバーシブルブラウというそういった機械を、今回貫気別地区の利用組合の方5軒で購入する予定になっております。

議長 4番井澤議員。

4番 井澤議員 これまで畑作、小麦生産の中で、畜産農家の堆肥利用ということで組合がつくられて生産がされていたと思いますが、今の機械の中にトラクター等はないのですけれども、トラクター等のことについては、別途、今まで使ったものとか、農家個々のもので使うということで、補助は受けられないのでしょうか。

議長	産業課長。
産業課長	今、トラクターも購入するということでお答えしたのですが。
議長	4番井澤議員。
4番 井澤議員	5軒の農家ということですけれども、貫気別地区もかなりな転作田で、牧草生産等がありますけれども、転作田の牧草生産している地主さんの要望があって、畑作で利用していただきたいということになれば、積極的にかなりの面積をやっていただけるというようなことになっているのでしょうか。
議長	産業課長。
産業課長	今回もこの国産小麦産地生産向上事業ということで、今、井澤議員のほうからもお話をありましたように、転作田を活用していくということで、これまで転作田には小麦は生産していなかったのですが、今年度からそういった取組の中で、この事業5か年目標という形になっておりまして、将来的に今、計画では、目標数値が30.22ヘクタールを生産していくということで、国のほうに申請をし、承認をいただいているところです。
議長	ほかに質疑ありませんか。なければ、以上で質疑を終了いたします。 次に討論を行います。反対討論はありませんか。 (反対討論なしの声) 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手) 挙手多数です。したがって、日程第6、議案第4号、令和4年度平取町一般会計補正予算第5号は原案のとおり可決しました。 日程第7、議案第5号、令和4年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。
町民課長	議案第5号、令和4年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第3号につきましてご説明いたしますので、36ページをお開きください。令和4年度国民健康保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによります。第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万3000円を追加し、予算の総額を7億6253万9000円とするものです。それでは、事項別明細書の歳出からご説明させていただきますので、40ページをお開き願います。9款1項2目償還金22節償還金利子及び割引料、127万3000円の追加です。これは、令和3年度に概算交付された北海道補助金のうち、普通交付金が確定

し、超過交付となった交付金の返還金の補正となります。続きまして、歳入についてご説明させていただきますので、39ページをご覧ください。7款1項1目1節繰越金、127万3000円の追加です。これは只今ご説明申し上げました歳出の補正財源を繰越金に求めるものです。以上、議案第5号についてのご説明とさせていただきますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第7、議案第5号、令和4年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第6号、令和4年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉  
課長

議案第6号、令和4年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。41ページをお開きください。令和4年度平取町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正ですが、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1983万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4913万3000円とするものであります。2項は、歳入歳出予算の補正に係る款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、45ページをお開きください。

今回の補正の目的は、令和3年度分の介護給付費、地域支援事業費などの負担金等の額が確定したことに伴い、超過分を返還するものでございます。6款1項2目償還金22節償還金利子及び割引料、1983万3000円を追加いたします。令和3年度に概算交付されました介護給付費、地域支援事業費などの負担金等の額が確定したことに伴い、超過分を返還するものでございます。この負担金等のサービス内容につきましては、介護給付費については、特別養護老人ホームなどの施設サービス費や居宅介護サービスに係る分であり、地域支援事業費については、高齢者の介護予防にかかる部分となりまして、今回、国等支払基金にそれぞれ超過分を返還するものでございます。次に歳入についてご説明いたします。44ページをお開きください。8款1項1目1節繰越金、1983万3000円を追加いたします。45ページ下段の概算交付されました介護給付費地域支援事業費などの負担金等の不足分財源を令和3年度の繰越

金に求めるものでございます。以上で、議案第6号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第8、議案第6号、令和4年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第9、認定第1号、令和3年度平取町国民健康現病院特別会計決算認定について、日程第10、認定第2号、令和3年度平取町各会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。監査委員から意見書並びに決算資料はお手元に配布したとおりであります。お諮りします。令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定及び令和3年度平取町各会計決算認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査をしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、認定第1号及び認定第2号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。特別委員会委員の選任につきましては、議会運営基準111先例1により、監査委員を除く全議員としております。このことから、監査委員を除く10名の議員を決算審査特別委員会委員に指名いたします。以上のとおり指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長が指名したとおり決定いたしました。また、この決算審査を行うため、本議会は地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、平取町議会は、地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議しました。

ここで休憩いたします。直ちに議員控室におきまして決算審査特別委員会の開催を求めます。再開は10時55分といたします。

(休憩 午前10時40分)

(再開 午前10時55分)

議長

それでは再開いたします。休憩中に開催されました特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果について報告いたします。決算審査特別委員会委員長には1番櫻井委員、副委員長には5番金谷委員。以上のとおり互選された旨、報告がありました。よろしくお願ひいたします。

日程第11、報告第2号、令和3年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第2号、令和3年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明申し上げますので、議案書71ページをお開き願います。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について議会に報告するものであります。72ページをご覧ください。上段の健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、ともに黒字のため算定されておりませんので、今回、実質公債費比率と将来負担比率の二つの財政指標についてご報告させていただきます。

なお、表の括弧内の数値は、備考に記載のとおり早期健全化基準値であります、この健全化判断比率のいずれかが基準値を超えた場合は、当該判断比率を公表した年度の末日までに財政健全化計画を定めなければならないものです。

それでは、実質公債費比率からご説明いたします。実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計などが負担する元利償還金の返済額を当該団体の標準財政規模に対する比率であらわしたもので、地方債などの借り入れ返済額の大きさを指標化したものであります、令和元年度から令和3年度までの3か年平均値となっております。この比率が18%以上になると、地方公共団体は地方債を発行する時に国の許可が必要となります、令和3年度における平取町の実質公債費比率は、3か年平均で5.5%となるものであります。続いて、将来負担比率でありますが、これは公営企業や一部事務組合などを含めた地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の大きさなどを当該団体の標準財政規模に対する比率で表したもので、地方公共団体の借入金や将来支払っていく可能性がある負担等の残高を指標化したものであります。この比率が350%以上になる地方公共団体は早期健全化団体に指定されることになり、令和2年度の全道平均は38.3%でありますが、令和3年度における平取町の将来負担比率は45.0%となるものであります。続いて、下段の資金不足比率であります。これは、地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較したもので、経営状態の悪化の度合いを指標化したものです。今回、平取町が報告する公営企業会計は、国民健康保険特別会計と簡易水道特別会計の2会計でありますが、両会計とも令和3年度における資金不足比率は算定されておりませんので報告させていただきます。以上、報告第2号、令和3年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告とさせていただきます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で、日程第11、報告第2号、令和3年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを終わります。

日程第12、報告第6号、陳情審査の結果報告についてを議題とします。総務文教常任委員会委員長からの審査報告については、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第12、報告第6号については報告どおり採択と決定しました。

日程第13、意見書案第2号、国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。1番 櫻井議員。

1番

櫻井議員

それでは、全文につきましては、できるだけ簡潔に朗読をもって説明をさせていただきます。国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書案。北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、我が国の食料供給を担うとともに、北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。こうしたなか、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や巨大地震等のリスク増大のほか、公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えています。今後は、平常時災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靭化に資する社会資本の整備を図ることが必要です。そのため、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靭化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要です。よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望します。記、一、国土強靭化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み、予算を重点配分すること。一、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靭化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。一、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネット

ワークの構築や道路の防災対策・無電柱化などによるインフラの多重化を図ること。一、橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。一、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。一、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化についてすべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。一、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう、財政支援を強化すること。一、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。一、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。一、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。提出議員は私、櫻井幹也、賛成議員は金谷満議員、中川嘉久議員であります。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靭化担当大臣、以上であります。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第13、意見書案第2号については原案のとおり可決しました。

日程第14、意見書案第3号、地方財政の充実強化に関する意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。9番高山議員。

9番

高山議員

地方財政の充実強化に関する意見書。現在、地方公共団体を取り巻く環境は非常に困難な状況となっています。公共サービスを担う人材不足、新型コロナ、大規模災害等2023年度政府予算と地方財政の検討に当たっては、特に地方

財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求めます。1、社会保障の維持・確保、防災・減災または脱炭素化対策、地域活性化に向けた取り組みやデジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。2、新型コロナワクチン接種の体制確保、感染症対応業務のみに限定しない保健所体制・機能の全体的な強化、その他の新型コロナウイルス対応事業や地域経済の活性化までを見据えた十分な財源措置をはかること。3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。4、2021年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における看護、介護、保育など、新型コロナ感染症対策等と少子化高齢化への対応が重なる職種の待遇改善事業について2021年度補正予算で補助金が創設されたが、より多くの職場で改善が図られるよう対象職種の拡大や事業の継続拡大に向け、必要な予算確保や制度改善を行うこと。5、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を確保すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。6、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。7、会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の待遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。8、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えており自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。9、森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。10、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地方の安定的な財源確保に向けて、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。また、今後の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。11、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。提出議員は私、高山、賛成議員につきましては、櫻井、井澤議員でございます。提出先につきましては、衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労

勵大臣、内閣府特命担当大臣、地方創生と経済財政政策担当でございます。以上でございます。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第14、意見書案第3号については、原案のとおり可決しました。

日程第15、意見書案第4号、義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元、教育予算確保拡充と就学保障の実現に向けた意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。9番高山議員。

9番

高山議員

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書案。義務教育費国庫負担制度は、教職員を安定的な確保のため、教職員の給与の一部を負担する制度です。この負担率が2分の1から3分の1変更された負担率を再び2分の1に復元することが重要です。また、「就学援助実施状況調査」では、依然厳しい状況であり、北海道は全国で8番目に高く厳しい実態にあります。教育現場では、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的理由で進学を断念する子どもたちが増えています。このことから、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう要望いたします。1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。2、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や図書費などについて、国において十分な確保、拡充を行うこと。3、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。提出議員は私、高山、賛成議員は萱野、四戸議員でございます。提出先につきましては、衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣地方創生でございます。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第15、意見書案第4号については、原案のとおり可決しました。

日程第16、意見書案第5号、北海道最低賃金改正等に関する意見書案の提出についてを議題といたします。提出議員からの説明を求めます。3番中川議員。

3番  
中川議員

北海道最低賃金改正等に関する意見書案。北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも45.1万人と給与所得者の27.3%に達しています。また、道内の全労働者216万人のうち39万人を超える労働者が最低賃金近傍に張りついている実態にあります。労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にはほとんど関与することができません。経済財政運営と改革の基本方針において「より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す」ことが堅持され、北海道地方最低賃金審議会の答申書においても同様の内容を表記しました。最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。記、1、「地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針」を十分に尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を引き上げること。2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額1042円）を下回らない水準に改善すること。3、厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引上げを図ること。同時に、中小企業に対する賃上げしやすい環境整備、支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。提出議員は私、中川でございます。賛成議員は木村議員、金谷議員でございます。提出先は北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会長。以上、説明が終わりましたのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第16、意見書案第5号については、原案のとおり可決しました。

休憩いたします。

それでは再開いたします。お諮りいたします。意見書案第6号、道教委「これからの中高生づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、意見書案第6号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、意見書案第6号、道教委「これからの中高生づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書案の提出についてを議題といたします。提出議員からの説明を求めます。9番高山議員。

9番  
高山議員

意見書案第6号、道教委「これからの中高生づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書案について。道教委は、中卒者減などを理由に高校の募集停止や再編・統合を行うなど、「公立高等学校配置計画」をすすめています。道内では、公立高校の統廃合がすすみ、公立高校分が廃止されるなどの市町村も増えているところでございます。多くの市町村では高校存続のために努力をしているところでございます。しかしながら、2006年以降、募集停止、統廃合となった高校は51校に及んでいます。道教委は、広大な北海道にそぐわない「指針」を抜本的に見直し、地域の意見要望を十分反映し、地域の経済産業文化の活性化を展望した「高校配置計画」「高等教育制度」を創り出していくことが重要であり、次の点について要望するものでございます。1、道教委「これからの中高生づくりに関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的に見直すこと。2、すべての道内公立高校の学級単位を30人以下に引き下げる。3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。4、道教委「これからの中高生づくりに関する指針」、「公立学校配置計画案」の再考を求める。以上、地方自治法第99条の規定により提出をいたします。提出議員は私、高山、賛成議員は櫻井、萱野両議員でございます。

提出先につきましては、北海道知事、北海道教育委員会委員長でございます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、追加日程第1、意見書案第6号については、原案のとおり可決しました。

お諮りいたします。承認第1号、閉会中の継続審査の申出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、承認第1号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2、承認第1号、閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から、それぞれの委員会において、所管事務調査等について閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨、申出がありました。申出書はお手元に配布したとおりでございます。お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告いたします。

議案6件で原案可決5件、同意1件。認定2件で特別委員会付託2件。報告6件で採択4件、承認1件、報告1件。意見書案5件で原案可決5件。陳情1件で委員会付託1件。承認1件で決定1件。

これで本日の日程は全て終了いたしました。令和4年第6回平取町議会定例会をこれにて閉会いたします。お疲れさまでございました。

なお、この後議員控室におきまして、議会広報特別委員会を開催しますので、委員の皆様はよろしくお願ひいたします。

(閉会午前11時30分)